

概要版（持ち帰り可）

北谷町宿泊税条例（骨子案）

| 項目 | 内 容 |
|----------|--|
| 名称 | 北谷町宿泊税条例 |
| 目的 | 世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課する |
| 納税義務者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者：本町の宿泊施設（民泊含む）への宿泊者 ・課税客体：本町の宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 ・課税標準：1人1泊当たりの宿泊料金（ただし、当該宿泊料金10万円を上限とする） |
| 徴収の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法：特別徴収 ・申告期限：毎月末日までに、前月の1日から末日までの間の分を申告し、納入（一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納入が可能） |
| 特別徴収義務者 | 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 |
| 税率 | 定率2%（町税率1.2%及び県税率0.8%の合計税率） |
| 課税免除 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行に参加している者又はこれらの引率者 ・外国教育施設が県内の学校の学生等との交流を目的に計画・実施する旅行に参加している者又はこれらの引率者 |
| 減免 | 天災等により徴収不能となった場合に、還付・納入義務を免除する |
| 罰則、過料 | <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料 |
| 制度の見直し期間 | 条例施行後3年ごとに見直し |
| 施行予定日 | 令和8年度 |